

直方市賑わいづくり事業費補助金交付要綱

平成30年8月20日

告示第153号

直方市商業振興対策事業費補助金交付要綱（平成28年9月告示第279号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市賑わいづくり事業費補助金に関し必要な事項を定めることにより、中心拠点の魅力向上及び活性化に寄与する賑わいづくり事業を実施する団体等に対し、事業に要する費用の一部を補助することで、民間活力による中心拠点の賑わいづくりを促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心拠点 直方市立地適正化基本計画で示す都市機能誘導区域のうち直方駅周辺地区をいう。
- (2) 団体等 直方市内に活動拠点を有する商店街組織又は複数の市民等により構成される団体をいう。
- (3) 賑わいづくり 団体等が自ら創意工夫を活かし実施する、中心拠点の魅力向上と活性化をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 団体等であること。
 - (2) 団体等の組織体制及び運営についての定款又は規約を有し、かつ、複数年にわたり継続的に活動する見込みがあると認められること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業を営む者

（補助対象事業）

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自ら企画・実施する公益的なものであって、その効果が中心拠点の賑わいづくりに資する事業（以下「賑わいづくり事業」という。）と認められる次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 集客イベント事業
- (2) 商店街等活性化を目的とした指導者、後継者、ボランティア等を育成又は活用する事業
- (3) 空き店舗解消に資する事業
- (4) 来街者の安全性の向上に資する事業
- (5) その他中心拠点の賑わいづくりに資すると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するときは補助対象事業としないものとする。

- (1) 申請年度の3月10日までに実績報告書が提出できないとき。
- (2) 事業の実施効果が特定の団体等に帰属するとき。
- (3) 法令等に違反している内容があるとき。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行う内容があるとき。
- (5) 営利を目的とするとき。
- (6) 必要な許認可を取得していないとき。
- (7) その他市長が不適當を認めるとき。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する以下の経費とする。

- (1) 報酬（ただし、補助対象事業を行うために新たに雇用する場合に限る。）
- (2) 報償費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料（ただし、イベント事業については事業の一部を委託するものに限る。）
- (6) 工事請負費（ただし、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人が行う工事に限る）
- (7) 広告宣伝費（チラシ作成費等）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、市長が定めた予算の範囲内とし、補助対象経費の支出と収入の差額に2分の1を乗じて得た額とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた後の額とする。

2 補助金の額の上限は、30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前までに直方市賑わいづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行に関する事業計画書及び収支計画書
- (2) 見積書等経費積算の根拠となる書類
- (3) 補助対象事業を実施する箇所が分かるもの
- (4) 申請者の実態が分かる書類（規約、定款、会則等）
- (5) 集客イベント事業を実施する場合は事業を複数年にわたり継続して実施していることが分かる書類
- (6) 補助対象事業の実施において必要となる各種許認可書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について直方市賑わいづくり事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定について、条件を付することができる。

(変更の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容に変更が生じる場合又は補助対象事業費の金額に変更が生じる場合は、直方市賑わいづくり事業費補助金交付変更申請書（様式第3号）に、第7条の書類のうち変更に係る書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

(補助金の額の変更決定)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否について直方市賑わいづくり事業費補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(概算払請求)

第11条 補助金の支払について、市長が必要と認めるときは、概算払をすること

ができる。

- 2 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、直方市賑わいづくり事業費補助金概算払請求書（様式第5号）（以下「概算払請求書」という。）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告書等の提出）

第12条 交付決定者は、補助対象事業完了後速やかに、直方市賑わいづくり事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の実績が分かる書類
- (2) 補助対象事業に係る経費の支払を証明する書類
- (3) 補助対象事業の収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、直方市賑わいづくり事業費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

- 2 概算払により補助金を交付した場合に、前項により確定した補助金の額が交付した補助金の額に満たないときは、交付決定者はその差額を市長に返還しなければならない。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに直方市賑わいづくり事業費補助金請求書（様式第8号）（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、請求書又は概算払請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第19条に規定する報告又は調査に応じないなど、指示に従わないとき。
- (4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(財産処分等の制限)

第17条 交付決定者は、補助事業により取得した財産を工事完了の日から5年の間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、特別な事情につき市長の承認を得た場合はこの限りではない。

(関係書類の保存)

第18条 交付決定者は、事業完了の日から5年を経過するまでの間、関係書類を保存しなければならない。

(報告及び調査)

第19条 市長は、事業開催期間中および事業完了の日から5年を経過するまでの間、交付決定者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。